

内閣参質九五第九号

昭和五十六年十二月四日

内閣総理大臣 鈴木善幸

参議院議長 徳永正利殿

参議院議員二宮文造君提出本土・沖繩間並びに県内離島航空運賃の負担軽減に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員二宮文造君提出本土・沖繩間並びに県内離島航空運賃の負担軽減に関する質問に対する答弁書

一及び五について

沖繩関係国内路線の航空運賃については、従来から、沖繩県の特殊事情について配慮しており、特別な割引運賃制度の導入、空港使用料の軽減等の措置を講じているところである。今回の航空運送事業者からの運賃変更申請については、現在、慎重に審査しているところである。

二について

国際路線の団体包括旅行割引運賃は、一般に、本土・沖繩間のものより距離に比して割安となつてはいるが、これは遠距離になるほど単位当たり費用が逡減すること等によるものであり、

両者を同じように取り扱うことについては、極めて慎重にならざるを得ない。

### 三について

現行の特別往復割引運賃制度の適用範囲を拡大することについては、拡大した分の負担を他に転嫁することとなるので、極めて慎重にならざるを得ない。

### 四について

沖繩関係国内路線においては、従来から、野菜、花き類等について割引運賃制度が導入されているところである。

### 六について

沖繩関係離島航空路線の旅客運賃に係る通行税については、昭和五十五年度の税制改正でその税率の軽減措置を講じたところであり、現下の厳しい財政事情及び航空機等の乗客に対し一般的に課されるという通行税の性格からみて、これ以上の措置を講じることが適当でない。